

介護サービス事業所に対する監査結果の状況及び  
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・確認検査の状況

## 1. 指定取消、効力停止処分の推移

平成 14 年度以降、概ね 80 件から 100 件程度で推移している。

一方、事業所数は増加傾向（参考：請求事業所数 107 千事業所（平成 14 年度）から 268 千事業所（平成 23 年度））であり、指定取消件数は、年度ごとの増減はあるものの、長期的にみれば事業所の増加に比較して増加しているとはいえない状況である。

なお、効力停止件数（一部又は全部）と合わせると平成 18 年度以降、平成 22 年度を除き増加傾向がみられる。これは、平成 18 年度から施行された効力停止処分が浸透してきており、処分の幅が広がっていると考えられる。

聴聞通知後廃止件数は、平成 21 年度以降 1 件となっており、これは法改正（平成 21 年 5 月 1 日施行）により、事業の廃止・休止後 10 日以内の事後届出制から 1 月前の事前届出制となったことにより、処分逃れを目的とした休止・廃止の届出が防止されるようになったことが要因と考えられる。（件数の推移については、下表参照のこと）

（聴聞通知後廃止件数）

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
2 件	13 件	4 件	0 件	1 件	0 件

## 2. 指定取消処分等の状況（平成 12 年度から平成 23 年度までの累計）

### （1）法人種別ごとの状況

法人種別毎の事業所数の違いを踏まえる必要があるが、指定取消等件数については、営利法人が最も多く、全体の件数の約 3/4 を占めている。なお、平成 23 年度の単年度についても、営利法人が 3/4 以上を占めている。

### （2）サービス種別ごとの状況

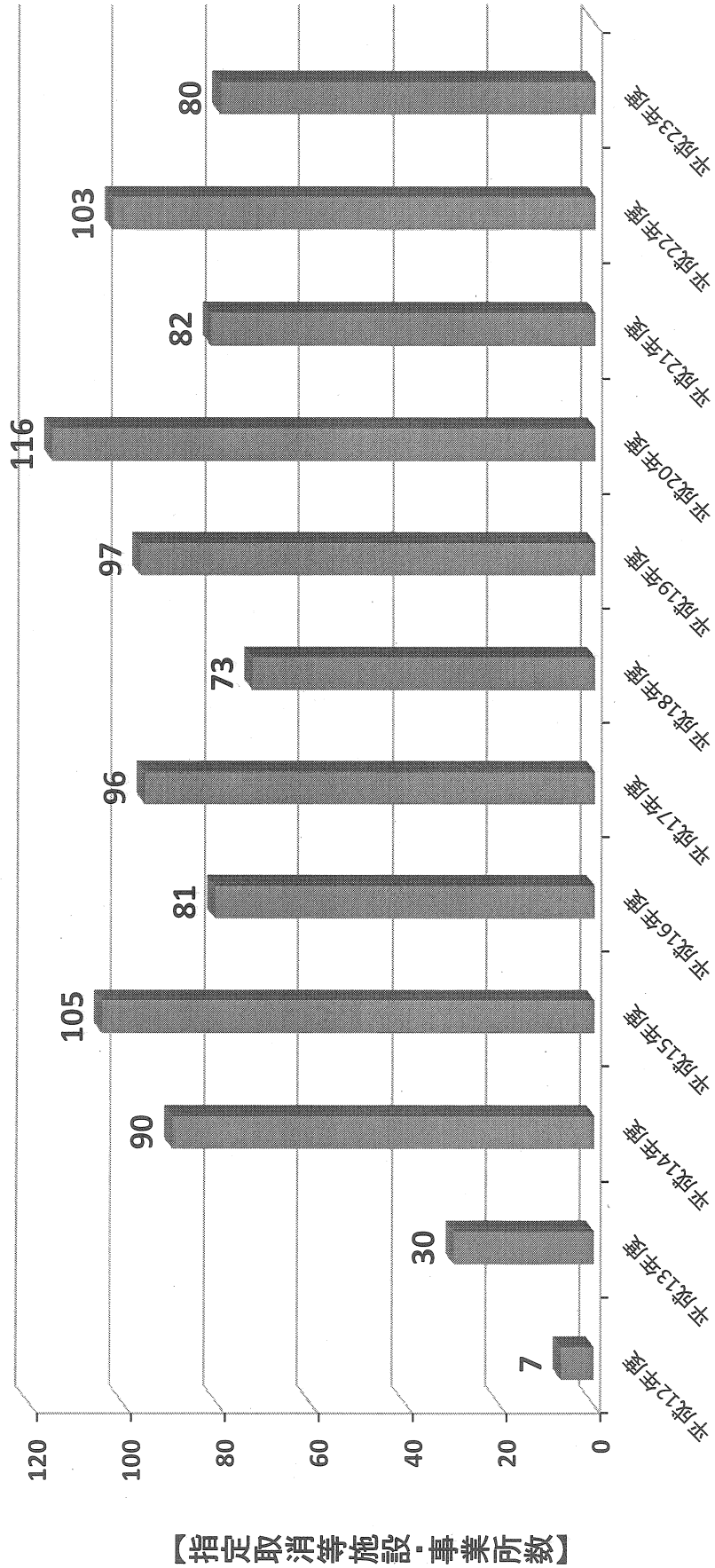
訪問介護（介護予防を含む）が 406 件と一番多く、続いて居宅介護支援が 198 件、通所介護（介護予防を含む）が 118 件となっている。なお、平成 23 年度の単年度については、訪問介護（介護予防を含む）が 36 件、通所介護（介護予防含む）が 17 件、続いて居宅介護支援が 7 件、福祉用具貸与（介護予防を含む）、訪問看護が同数で 4 件となっている。

### （3）取消事由の年次推移

平成 18 年度から平成 23 年度までの取消事案に対しての該当する処分事由の割合については、1 件の取消事案に対し複数の取消事由が該当する必要があることに留意する必要があるが、平成 23 年度では「介護給付費の請求に関して不正」が最も多く、次いで「不正の手段により指定を受けた」、「帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした」が多い。

# 1. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳 【年度別】(平成12年度～23年度)

## 指定取消等施設・事業所数(合計): 960事業所



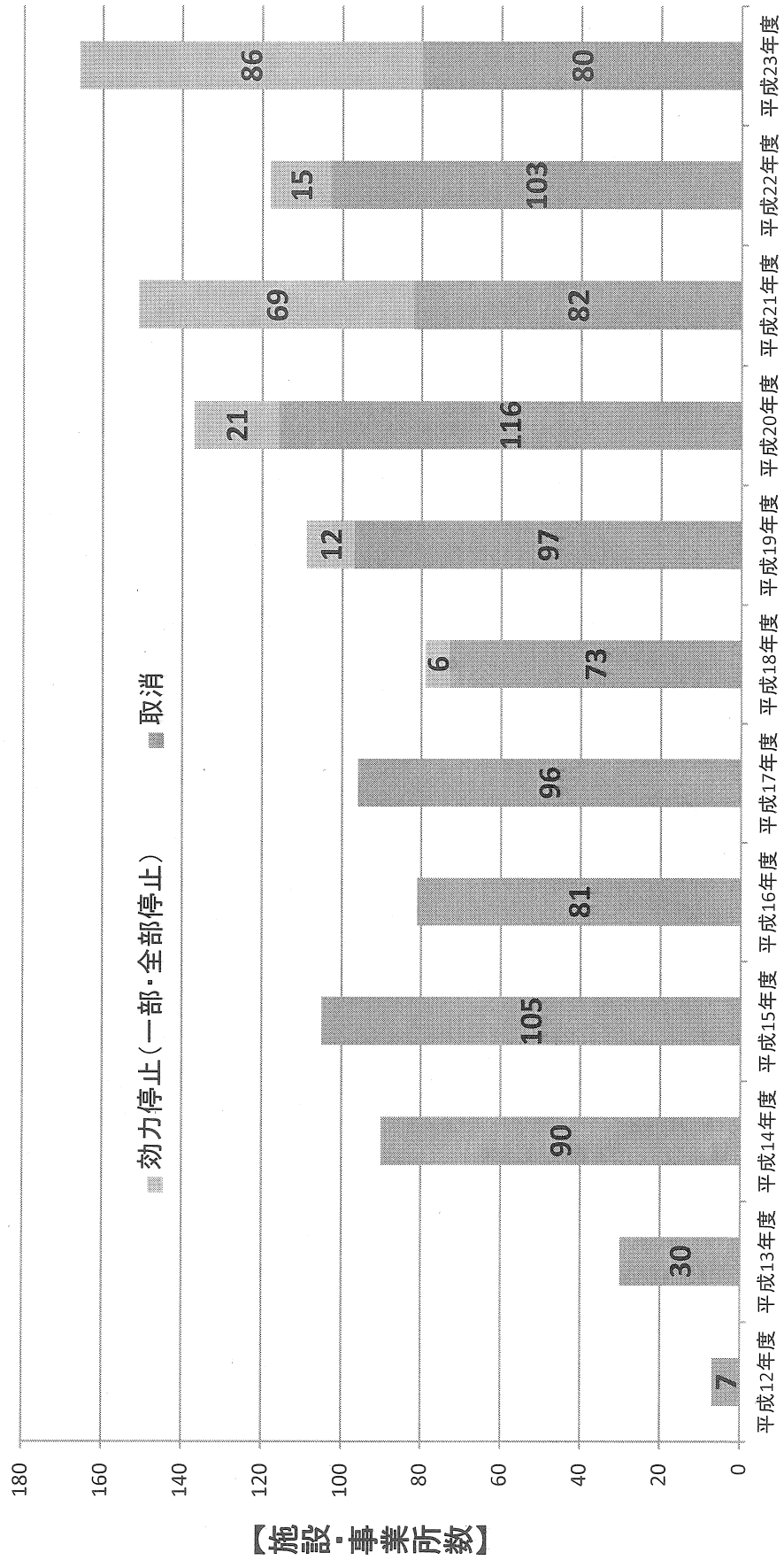
【指定取消等施設・事業所数】

請求事業所数	—	94,966	106,843	115,633	130,055	142,719	173,423	231,048	239,502	244,657	255,460	267,788
--------	---	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※請求事業所数は、「介護給付費実態調査報告」の各年5月審査分

(参考) 指定取消・停止処分のあった介護保険施設・事業所内訳【年度別】(平成12年度～23年度)

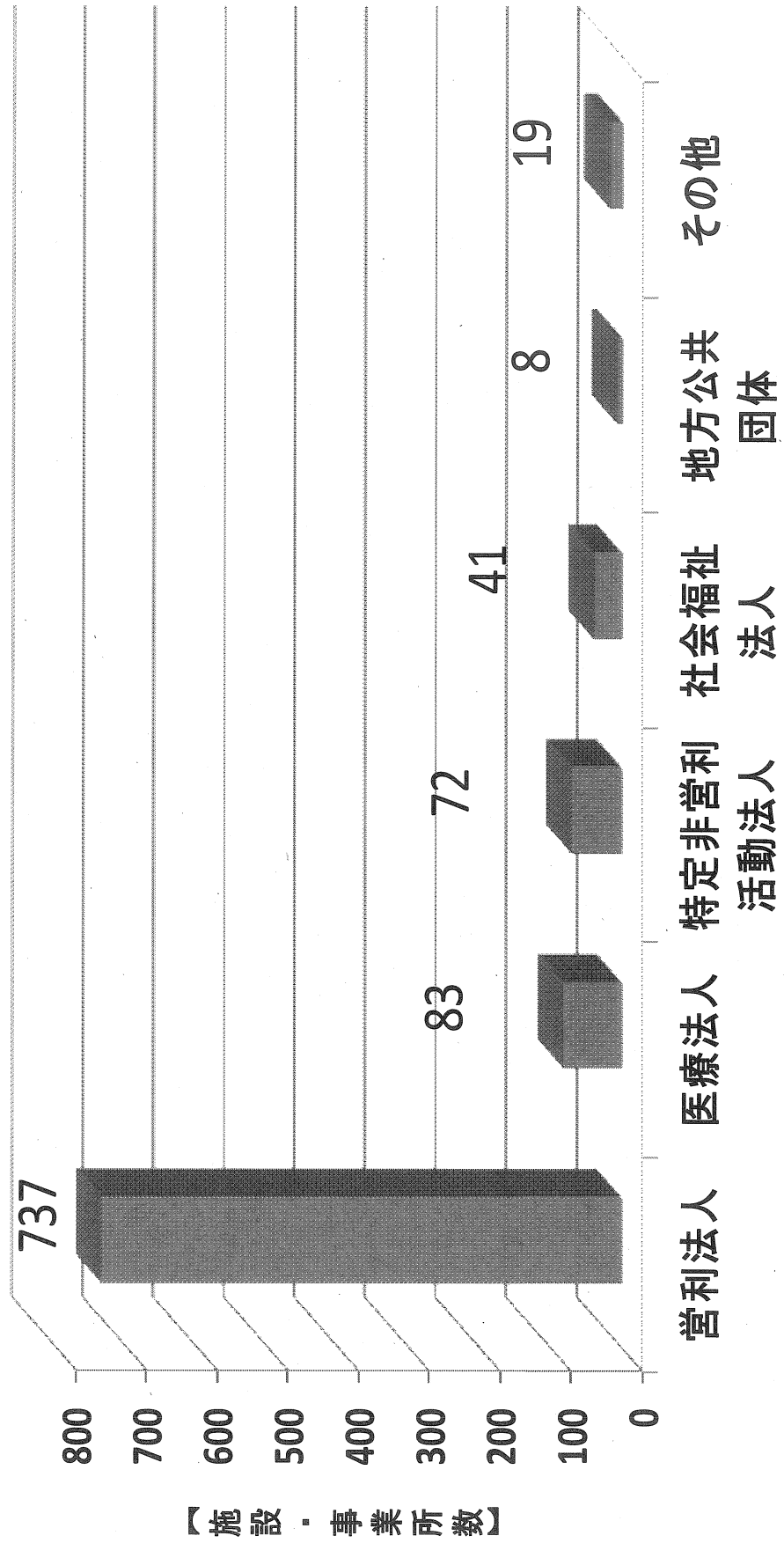
指定取消等施設・事業所数(合計): 1, 169事業所



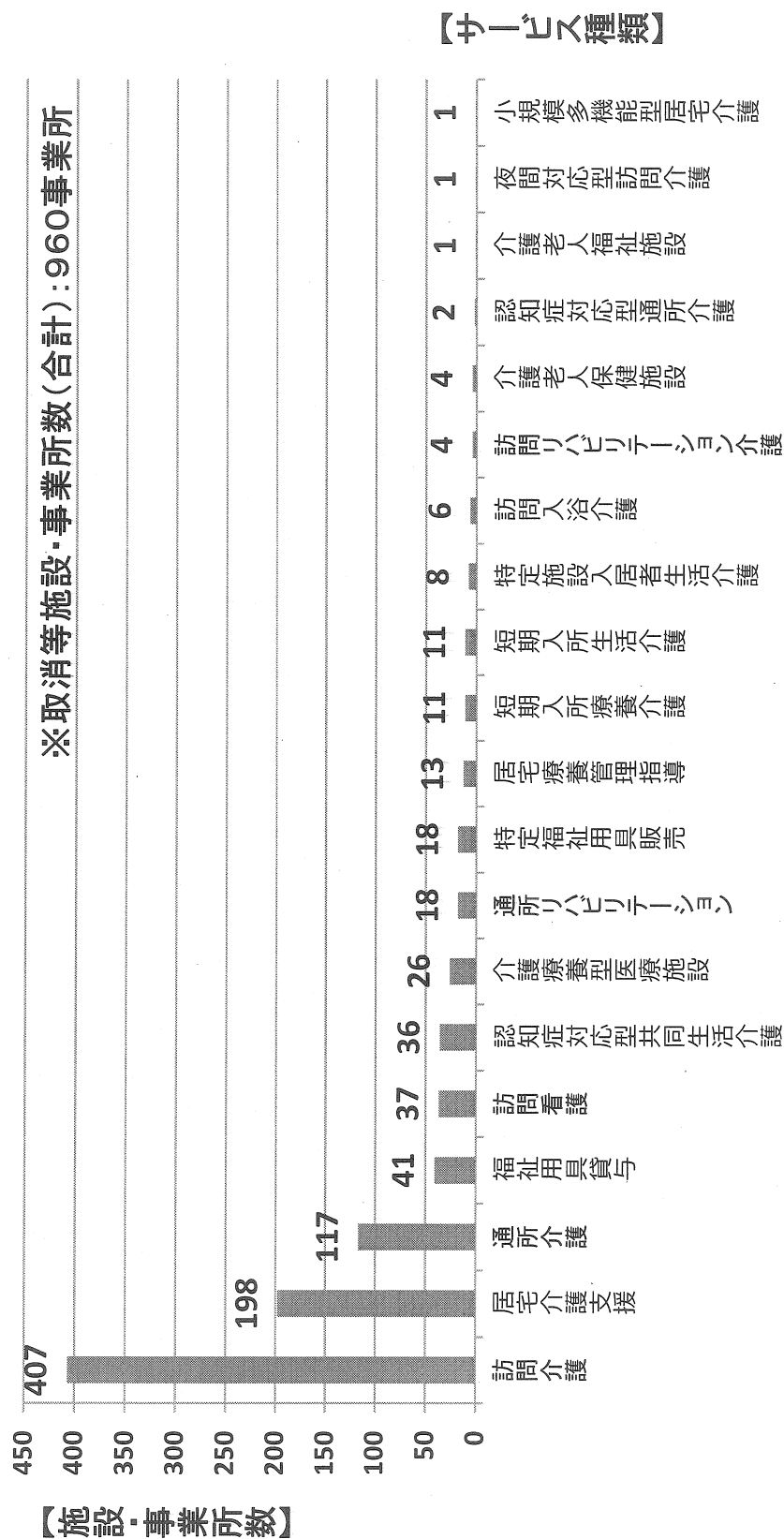
※効力停止処分は、平成18年度から施行された。

## 2. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳 【法人種類別】(平成12年度～23年度)

※取消等施設・事業所数(合計):960事業所

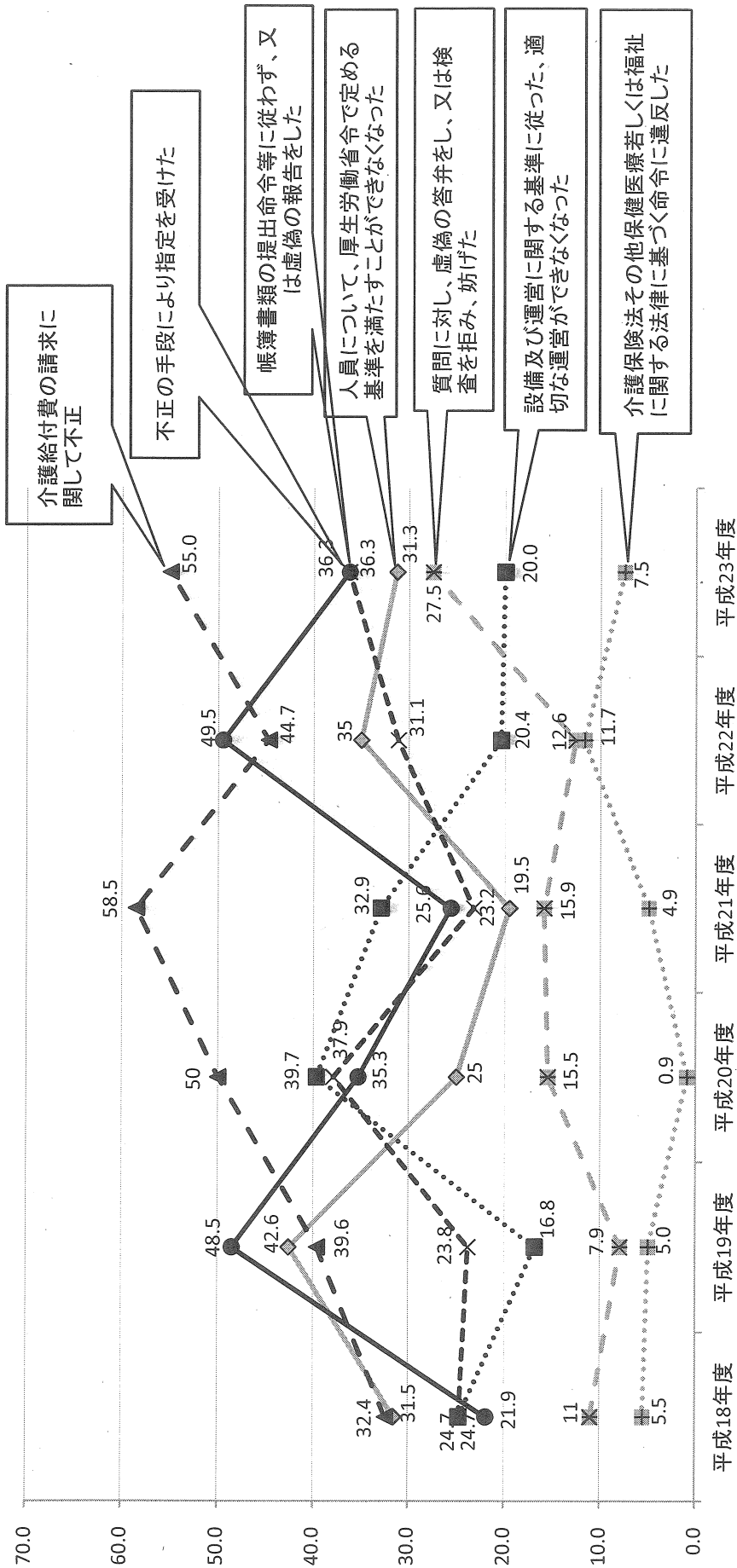


### 3. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳 【サービス別】(平成12年度～23年度)



※各サービス毎の件数には介護予防サービス分を含む

## 4. 取消事由の年次推移(平成18年度～23年度)



※各年度の取消件数を100とした時の割合  
 ※23年度は暫定値



## 5. 指定取消等の状況(平成23年度)

取消事由	人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなかった	設備及び運営に関する基準に従って適切な運営ができなかった	介護給付費の請求に関して不正	帳簿書類の提出命令に等しく、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法令に基づく命令に違反した
根拠条文(例)	第77条第1項第2号	第77条第1項第3号	第77条第1項第5号	第77条第1項第6号	第77条第1項第7号	第77条第1項第8号	第77条第1項第9号
訪問介護	3	3	19	6	6	6	2
訪問看護	1		2			1	
居宅療養管理指導	(1)		1		1		
通所介護	(10)	4	7	8	2	5	
通所リハビリテーション	(1)		1				
短期入所生活介護	(1)		1	1	1	1	
短期入所療養介護	(1)		1				
特定施設入居者生活介護	(1)	1		1		1	
福祉用具貸与	(2)	2				2	
特定福祉用具販売	(2)	1				1	
居宅介護支援	(7)	1	4	2	1		
介護老人保健施設	(1)		1				
介護予防訪問介護	(13)	3	2	3	4	3	4
介護予防訪問看護	(2)	1	1	1	1	1	
介護予防居宅療養管理指導	(1)		1		1		
介護予防通所介護	(7)	4	3	5	2	3	
介護予防短期入所生活介護	(1)		1	1	1	1	
介護予防特定施設入居者生活介護	(1)	1		1		1	
介護予防福祉用具貸与	(2)	2			1	2	
特定介護予防福祉用具販売	(1)	1				1	
合計	(80)	25	16	44	29	29	6

※( )内は平成23年度に指定取消処分(聴聞通知後廃止含む)を受けた事業所件数

※横線の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない



## 6. 取消事由の事例(平成23年度)

取消事由	根拠条文(例)	違反事例
人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	第77条第1項第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員数が人員基準を満たしていなかった。</li> <li>指定時から管理者が未配置。</li> </ul>
設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	第77条第1項第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供記録の整備及び保存が適正に行われていなかった。</li> <li>利用者に対してケアプランの説明を行わず同意も得ていなかった。</li> </ul>
介護給付費の請求に関して不正	第77条第1項第5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>准看護師がサービス提供していたにもかかわらず、看護師がサービス提供をしたとして、減算せずに不正に介護報酬を請求した。</li> <li>実際には提供していない訪問介護サービスについて、訪問介護を提供したかのような訪問介護記録を作成し、介護報酬を請求した。</li> </ul>
帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	第77条第1項第6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査時に、虚偽の勤務体制表を報告した。</li> </ul>
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	第77条第1項第7号	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査時に、実際は常勤で勤務していない管理者の勤務形態について、常勤である旨の答弁を行った。</li> </ul>
不正の手段により指定を受けた	第77条第1項第8号	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員基準を満たす訪問介護員の配置を行う予定がないにもかかわらず、事実と異なる内容の指定申請書を提出し指定を受けた。</li> <li>他の事業所に既に勤務し常勤として勤務できない従業者を管理者として配置するとして虚偽の申請を行い指定を受けた。</li> </ul>
介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	第77条第1項第9号	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該訪問介護事業所と一体的に運営している障害者自立支援法に基づく事業所が、不正請求により、同法に基づく指定取消処分が行われた。</li> </ul>